

委託契約書

1	委託業務の名称	地方独立行政法人市立大津市民病院診療費等コンビニエンスストア収納代行業務
2	履行期間	令和4年 月 日から 令和5年3月31日まで
3	委託料	初期費用 円（税抜） 基本料金 円／月（税抜） 取扱手数料 円／件（税抜） 振込事務手数料 円／件（税抜） 印字システム利用料 円（税抜） 払込用紙代 円／枚（税抜）

委託者地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と受託者株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

- 第1条 甲は、別添仕様書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（履行期間）

第2条 委託業務の履行期間は、頭書の履行期間のとおりとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、いずれの当事者からも契約内容変更または契約終了の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。なお、この契約の更新は、4回を限度とする。

（検査）

- 第3条 乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく、当該月に係る委託業務の完了したことを証明できる書面、または電子データを提供しなければならない。
- 2 甲は、前項の提供を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補

正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、委託業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第5条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の変更)

第7条 本契約書の頭書記載事項及び別添仕様書記載事項に変動が生じた場合、もしくは甲が当該記載事項を変更しようとする場合、乙は契約金額を変更できるものとする。この場合、乙は再見積を行うものとし、当該再見積に基づき甲乙間で変更後の契約金額を確定するものとする。

2 前項の場合及びその本契約を変更する場合、甲、乙は変更契約をすみやかに締結するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき

(その不履行が軽微なものである場合を含む。)

(4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

(5) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において委託料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

第8条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条

の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第8条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第8条第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第9条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第9条の2 乙は、この契約に関し、第8条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定等)

第11条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

滋賀県大津市本宮二丁目 9-9

委託者 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
副理事長 若林 直樹

〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

受託者 乙 株式会社〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇